

ハローワーク もりおか

懇 切

公 正

迅 速

平成25年11月 No.482

★11月は「労働保険適用促進強化期間」です★

「雇うことは、加入すること。」

～労働保険の加入手続はお済ですか？～

労働保険は労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険との総称で、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等について、両保険は労働保険として一体の取り扱いをしています。

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険ですので、労働者を一人でも雇っていれば（雇用保険については農林水産の事業の一部を除く）、その事業主は加入手続を行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

また、事業主が故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災給付を行った場合には、遡及して労働保険料を徴収するほかに労災給付に要した費用の一部も徴収することになります。

最近では、経済状況が改善し、適用事業場数は増加していますが、いまだ小規模零細企業を中心に未加入事業所が存在しております。

このような状況から厚生労働省では、毎年11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等を図る観点から、未加入事業場の解消を図り、より一層の加入促進に取り組むこととしています。

人を雇うということは、
その人はもちろん、
その人の家族も守るということ。
労働保険の加入は、
経営者の義務であり責任です。

厚生労働省

正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。

雇うことは、加入すること。
労働保険

労働保険について詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

労働保険 検索

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

※ お問い合わせ・ご相談は、当ハローワーク 雇用保険適用課へ（TEL 019-624-8906）

- 11月は「労働保険適用促進強化期間」です 1
- も ○ 雇用調整助成金の支給要件等が変更されます 2・3
- く ○ 岩手県最低賃金改定！ 3
- じ ○ 平成25年度「もりおか高校生就職面談会」を開催します！ 4
- 最近の求人求職のうごき 4

平成25年12月1日以降

雇用調整助成金

の支給要件などが変更されます。

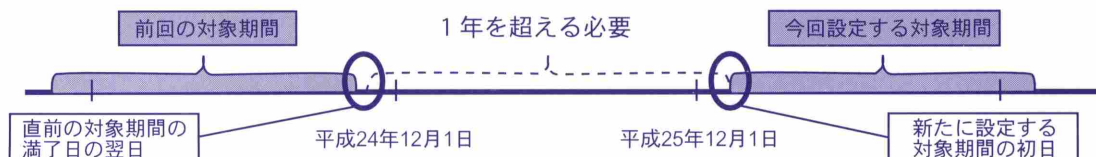
雇用調整助成金は、平成25年12月1日以降、下記のように内容の一部が変更になります。

現在受給中、または今後ご利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。

①クーリング期間制度の実施

対象期間の初日を平成25年12月1日以降に設定する場合から

過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が、新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていることが必要になります。



②休業規模要件の設置

平成25年12月1日以降の判定基礎期間から

判定基礎期間における対象被保険者に係る休業等の実施日の延日数が

対象被保険者に係る所定労働延日数の $\left. \begin{array}{l} \text{大企業：1/15以上} \\ \text{中小企業：1/20以上} \end{array} \right\}$ の場合のみ助成対象となります。

③特例短時間休業の廃止

平成25年12月1日以降の判定基礎期間から

短時間休業のうち、特定の労働者のみに短時間休業をさせる「特例短時間休業」については、助成対象外となります。

*事業所（対象被保険者全員）での一斉の短時間休業は、引き続き助成の対象です。

④教育訓練の見直し

平成25年12月1日以降の判定基礎期間から下記のとおり、助成額の変更など見直しを行っています。

④-1 教育訓練の助成額の変更

●教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更します。

現 行		見直し	平成25年12月1日以降の判定基礎期間から	
(事業所外訓練)	大企業：2,000円 中小企業：3,000円		一律で 1,200円	・大企業/中小企業 } は問いません。 ・訓練の事業所の内/外 }
(事業所内訓練)	大企業：1,000円 中小企業：1,500円			

④-2 教育訓練日の業務不可

平成25年12月1日以降の判定基礎期間から、

●教育訓練のうち、受講日に対象被保険者を業務に就かせるものは、助成対象外となります。

④-3 事業所外訓練における半日訓練の新設

●教育訓練における事業所外訓練の取り扱いを次のように変更します。

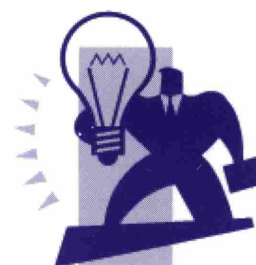
現 行		見直し	平成25年12月1日以降の判定基礎期間から	
(事業所外訓練)	全一日訓練（3時間以上）のみが可能		事業所内訓練、事業所外訓練ともに 全一日訓練または半日訓練（3時間以上所定労働時間未満）が可能 ※半日訓練の場合、上記④-2により、当日の残りの時間帯に業務に就かせることはできませんが、休業することは可能です。	
(事業所内訓練)	全一日訓練または半日訓練（3時間以上所定労働時間未満）が可能			

④-4 教育訓練の判断基準の見直し

平成25年12月1日以降の判定基礎期間から、

●助成対象とならない教育訓練の判断基準について、現行の基準に次の基準が追加されます。

①	職業に関する知識、技能または技術の習得または向上を目的としていないもの (例) 意識改革研修、モラル向上研修、寺社での座禅 等
②	職業または職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの (例) 接遇・マナー講習、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修 等
③	趣味・教養を身につけることを目的とするもの (例) 日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室 等
④	実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの (例) 講演会、研究発表会、学会 等
⑤	通常の事業活動として遂行されることが適当なもの (例) 自社の商品知識研修、QCサークル 等



※ 詳しくは、岩手労働局職業安定部職業対策課 助成金相談コーナー (TEL 019-606-3285) までお問い合わせください。

岩手県最低賃金改定！

岩手県最低賃金が、平成25年10月27日より時間額653円から**665円**となりました。

「確認しましょう最低賃金！使用者も、労働者も」

[適用対象労働者]

全ての事業主は、その雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

[対象となる賃金]

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆動手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

[岩手県最低賃金と特定（産業別）最低賃金]

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。



最低賃金との比較方法

実際の賃金が最低賃金以上になっているかどうか調べるには、最低賃金の対象となる賃金と岩手県最低賃金を次の方法で比較します。

- ①時給の場合：時給額と岩手県最低賃金を比較します。
- ②日給の場合：日給額を所定労働時間で除し、時間当たりの金額と岩手県最低賃金と比較します。
- ③週給、月給等の場合：賃金額を時間当たりの金額に換算し、岩手県最低賃金と比較します。

例) 岩手県内の事業場で働く労働者Aさんの労働条件は、年間所定労働日数 260日（年間休日105日）、1日の労働時間8時間、月給115,000円とします。

改定された岩手県最低賃金は665円ですので、比較すると・・・

$$\frac{\text{月給 } 115,000\text{円}}{\text{年間所定労働日数}260\text{日} \times 8\text{時間} \div 12\text{ヵ月}} \div 663.5\text{円} < \text{岩手県最低賃金 } 665\text{円}$$

となります。したがって、この場合は10月27日から発効した岩手県最低賃金を満たしていないことになります。

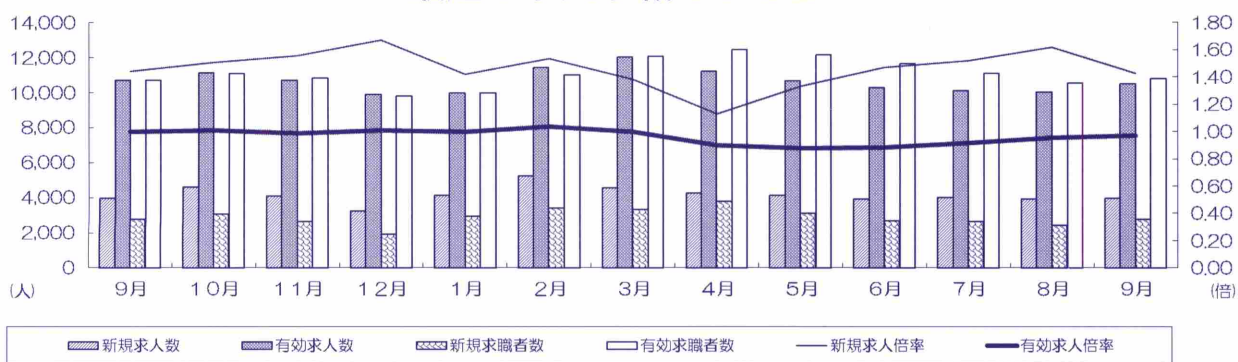
※ 詳しくは岩手労働局労働基準部賃金室 (TEL 019-604-3008) または、盛岡労働基準監督署 (TEL 019-604-2530) までお問い合わせください。

平成25年度 もりおか高校生就職面談会

- 開催日時 平成25年11月28日（木）
12：30～16：00
※面談会は14：00～【企業の受付は13：00～13：40】
- 場 所 ホテルメトロポリタン盛岡本館4階
盛岡市盛岡駅前通1-44（TEL 019-625-1211）
- 内 容 就職希望者と求人企業による求人・求職に関する情報交換（就職面談会）
就職希望者と盛岡公共職業安定所職員との個別職業相談
求人企業との面談に向けた就職希望者向けの事前セミナー
- 対 象 者 求人企業：盛岡公共職業安定所管内を就業場所とし、履修学科及び専門的資格の保有の有無を問わない求人票を提出している企業等
就職希望者：平成26年3月卒業予定の高校生
- 主 催 盛岡市、盛岡公共職業安定所、盛岡地方振興局、盛岡地域雇用開発協会
盛岡商工会議所、ジョブカフェいわて

※ 詳細については、当ハローワーク求人企画部門学卒担当（TEL 019-624-8905）までお問い合わせください。

最近の求人求職のうごき



ハローワークプラザ盛岡

ヤングハローワーク（1F）
TEL 019-621-2511 FAX 019-653-8608

盛岡新卒応援ハローワーク（1F）
TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

ハローワークプラザ（2F）
TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズコーナー（2F）
TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

いわてキャリアアップハローワーク（2F）
TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号
TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3
TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312